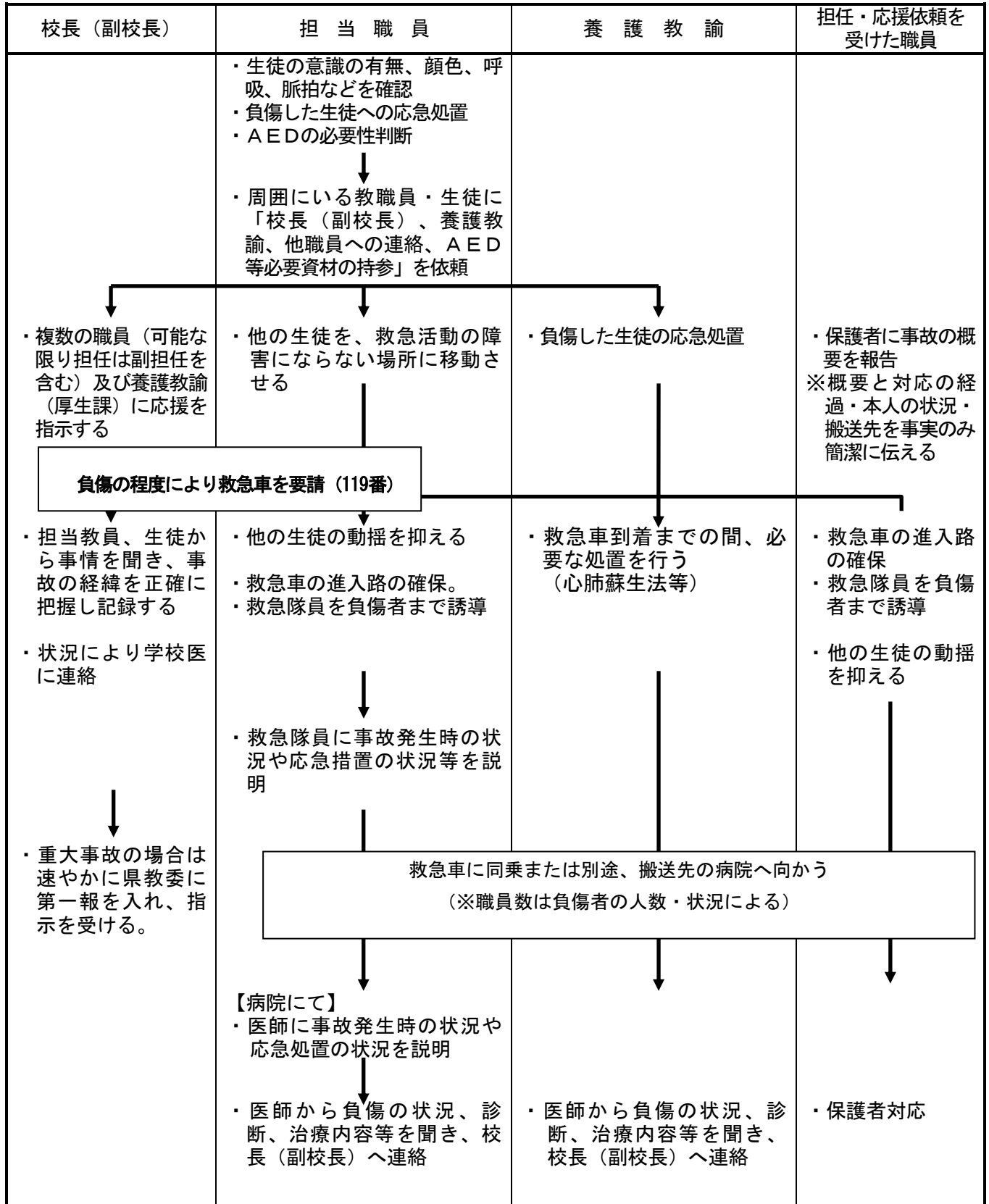


II 事項別危機管理の要点

1 学校生活等に係る事項

(1) 授業中の事故（体育）・部活動中の事故

●危機発生時の対応



●救急時の医療機関

①救急車 119番

②学校医

金ヶ崎診療所(金ヶ崎町)	44-2121
青木眼科クリニック(奥州市水沢)	23-2371
とみた脳神経外科医院(奥州市水沢)	22-3000
松本歯科医院(金ヶ崎町)	44-5578

③(救急指定病院)

県立胆沢病院(奥州市水沢)	24-4121
県立中部病院(北上市)	0197-71-1511
県立江刺病院(奥州市江刺)	35-2181
奥州市総合水沢病院(奥州市水沢)	25-3833
奥州病院(奥州市水沢)	25-5111

④その他医療機関

(金ヶ崎町内)

あべ歯科クリニック 44-3918

(奥州市内)

亀井眼科	23-5845
南耳鼻咽喉科医院	23-2030
西町皮膚科クリニック	22-3333

●危機終息後の対応

①原因の究明

- ・校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解をはかる。

②支援・援助

- ・校長(副校長)と関係職員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、日本スポーツ振興センター等の手続き、治療費等について説明を行う。
- ・事故に遭遇した他の生徒について、事故の経緯を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③心のケア

- ・負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家との連携をはかりながら、心のケアを行う。

④教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤報告

- ・事故報告書を県教育委員会へ提出する。

●危機の予防対策

①安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立てる。

②生徒が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。

③事故が発生した場合に備え、迅速な対応のしかたを心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、「危機管理マニュアル」を掲示し、確実に対応できるようにしておく。

④心肺蘇生法、AED等の訓練などにより、応急手当について、教職員が実践できるようにする。